

法定雇用率未達成の特定中小事業主の皆様へ

改正ハートフル条例(令和2年9月1日施行)に基づき 障がい者の雇用状況の報告と雇用推進計画の作成・提出をお願いします。

障がい者雇用のより一層の促進を図るため、令和2年9月に改正ハートフル条例(※1)を施行しました。 法定雇用率(※2)未達成の特定中小事業主の皆様には、障がい者雇用に向けた取組に努めていただきま すようお願いします。大阪府では、皆様の障がい者雇用推進計画の作成や達成に向けて、事業主個々の状 況に応じ、きめ細やかにサポートいたします。

※1 ハートフル条例: 大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例

※2 民間事業主の法定雇用率: 2.3%(令和3年3月1日から)

~ 条例の対象者と手続き等

対象となる事業主

法定雇用率未達成の特定中小事業主(府内にのみ事務所・事業所を有する常用雇用

労働者40.0人以上100人以下の事業主) * 府と契約締結した事業主、補助金の交付決定を受けた 事業主、府の公の施設について指定管理者の指定を受け

た事業主のうち条例第17条第1項の規定による報告を 行わなければならない事業主は、特定中小事業主に係る

規定は適用されません。

報告等の手続き

● 障がい者の雇用状況の報告

法定雇用率未達成の特定中小事業主は、毎年 6月1日現在の障がい者の雇用状況を大阪府知 事に報告するよう努めなければなりません。 (条例第24条第1項)

報告期限

報告方法

ア・イの

いずれか

の方法で 報告して

ください。

毎年10月1日まで

- ★ 早期の提出にご協力ください。
- ア 管轄の公共職業安定所長に提 出した障害者雇用状況報告書 の「写し」を提出する。
 - ※ 報告書の余白又は裏面、ある いは別紙に、右の記載例により 大阪府知事あて報告する旨を 記載して記名してください。■
- イ 府で定める様式に記載して提 出する。府ホームページ(「ハート フル条例(2年改正)」で検索)から ダウンロードしてください。

② 障がい者雇用推進計画の作成・提出

●の障がい者の雇用状況を報告した事業主は、 障がい者雇用推進計画(計画期間2年以内)を作 成し、大阪府知事に提出するよう努めなければな りません。(条例第25条)

提出期限

●の報告をした日の翌日から起算 して2ヵ月を経過する日まで

計画様式

府ホームページからダウンロードし てください。

ハートフル条例(2年改正)

検索

【記載例】

大阪府知事 様

大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する 条例第24条第1項の規定により、報告します。

〇〇年〇〇月〇〇日

代表取締役 □□ □□ 株式会社 △△△△

注: 既に**②**の「障がい者雇用推進計画」を作成・提出済みで、計画期間が終了していない場合は、 ●の「障がい者の雇用状況の報告」は必要ありません。

法定雇用率未達成の特定中小事業主への支援

大阪府では皆様の「障がい者雇用推進計画」の作成や計画の達成に向けて専門支援員が戸別訪問等による、きめ細やかなサポートを行っております。障がい者雇用に関する現況やご意向をお伺いするためや、状況に応じた情報提供や助言等のため、ご連絡させていただく場合があります。

大阪府障がい者雇用促進センターによる事業主支援

大阪府では、障がい者の働く機会の拡大と働きやすい職場環境づくりを推進しています。 <u>ハートフル条例に基づく取組に限らず、</u>障がい者雇用に関するお悩みがございましたら 「大阪府障がい者雇用促進センター」までお気軽にご相談ください。【ご利用はすべて無料です】

◆ 障がい者雇用に関するご相談

センターには民間企業での障がい者雇用に関する経験豊富な人材が常駐していますので、 いつでも気軽にご相談いただけます。

◆ 専門家派遣

障がい者雇用のための様々な社内環境整備をサポートするため、事業主のもとへ 民間企業経営経験者などの障がい者雇用に詳しい専門家を派遣します。 《サポート内容》

社内研修会や学習会の講師派遣、特例子会社や支援学校・職業訓練施設見学の コーディネート、人事・労務管理のアドバイス、職場定着のノウハウ提供 など

- ◆ 各種セミナー・障がい者の職業訓練施設等見学会の開催 障がい者雇用の経験が少ない事業主を対象とした、様々なセミナーや、障がい者の職業 訓練施設などの見学会を開催します。
- ◆ 職場実習受入れのコーディネート 障がい者の職場実習を検討される事業主と実習希望者の橋渡しを行います。
- ◆ 職業紹介 事業主と、求職中の障がい者(職業訓練生、支援学校生徒や福祉施設利用者等)との マッチングを行います。

お問い合わせ先・書類のご提出先

大阪府障がい者雇用促進センター



大阪府障がい者雇用促進センター

(大阪府 商工労働部 雇用推進室 就業促進課 障がい者雇用促進グループ) 〒540-0031 大阪市中央区北浜東3-14 エル・おおさか本館11階

電話: 06-6360-9077·9078 FAX: 06-6360-9079